

企業結合・のれん・減損

企業結合・のれん・減損の実務ガイド

取得企業の決定から取得原価の配分・のれんの償却・減損判定まで

全7章 / 18項目

2026年8月 発行

 アイキャス

はじめに

企業結合・のれん・減損の実務ガイドについて

M&A の会計処理は、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）を軸に、事業分離等に関する会計基準、固定資産の減損に係る会計基準が組み合わさって適用されます。案件ごとに条件が異なるため、判断のたびに基準へ立ち返る必要のある領域です。

最初の分岐は「取得」か「共通支配下の取引」かの判定です。ここを誤ると、時価評価をするのかしないのかという入口から処理が変わります。取得の場合は取得企業を決定し、取得原価を識別可能な資産・負債に配分（PPA）し、残額をのれんとして計上します。

のれんは計上した後も、償却と減損という形で長く損益に影響し続けます。減損は兆候の把握が起点になるため、取得時の事業計画をどう置いたかが数年後に効いてきます。このまとめでは、案件が進む順に論点を整理します。

想定読者：M&A の会計処理を担当する経理・財務担当者 ／ 取得原価の配分（PPA）や のれんの減損を検討している方 ／ 組織再編（共通支配下の取引・事業分離）の処理を確認したい方

CONTENTS

目次

01	企業結合会計の全体像	2項目	05	持分の変動と組織再編	3項目
02	取得原価の算定と配分（PPA）	4項目	06	開示と比較情報	2項目
03	のれんの会計処理	2項目	07	M&A 後の実務と経営視点	3項目
04	減損会計	2項目			

CHAPTER 01

企業結合会計の全体像

企業結合は、まず「取得」と「共通支配下の取引・共同支配企業の形成」に分かれます。取得に該当する場合はパーチェス法を適用し、受け入れた資産・負債を時価で評価します。共通支配下の取引はグループ内の資産の移動にすぎないため、原則として帳簿価額を引き継ぎます。

取得と判定した場合、次に取得企業を決定します。議決権比率が最も重要な指標ですが、それだけで決まらない場合は、対価の種類（現金か株式か）、取締役会の構成、相対的な規模といった要素を総合的に勘案します。株式交換では、法律上の存続会社と会計上の取得企業が逆になる「逆取得」も生じます。

企業結合の会計処理：取得と共同支配企業の形成の違い

- 企業結合は「取得」「共同支配企業の形成」「共通支配下の取引」の3つに分類される
- 「取得」はパーチェス法で処理し、被取得企業の資産・負債を時価で受け入れられる
- のれんは20年以内の規則的償却が必須（IFRSの非償却アプローチとの重要な相違点）
- 共通支配下の取引（グループ内再編）は帳簿価額を引き継ぐ
- 段階取得の場合、連結上は支配獲得日の時価で投資額を再測定する

取得企業の決定：議決権比率・対価・相対的規模による判定

- 取得とされた企業結合では、いずれかの結合当事企業を取得企業として決定しなければならない（第18項）
- 取得企業の決定は、連結会計基準の「支配」概念（他の企業的意思決定機関を支配しているか）を基礎に判断する（第18項）
- 主な対価が現金・他の資産の引渡しや負債の引受けの場合は、通常、その対価を支出した企業が取得企業となる（第19項）
- 主な対価が株式の場合は、議決権比率・株主の存在・取締役会の構成・株式の交換条件など複数の要素を総合的に勘案する（第20項）。形式上の存続会社が取得企業とならない「逆取得」が生じうる
- 相対的規模（第21項）や、結合当事企業が3社以上の場合の追加考慮（第22項）も判定要素となる

CHAPTER 02

取得原価の算定と配分（PPA）

取得原価は、支払った対価の取得日の時価で測定します。デューデリジェンス費用やアドバイザー報酬などの取得関連費用は取得原価に含めず、発生した期の費用として処理します。従来の基準から変更された点であり、実務で取り違いやすい論点です。

買収後の業績に応じて追加の対価を支払うアーンアウト条項（条件付取得対価）は、条件が確定した時点で取得原価を修正し、のれんを追加計上または減額します。契約時点で見積り計上する IFRS とは扱いが異なります。

取得原価は、識別可能な資産・負債に時価で配分します（PPA）。商標権・顧客関係・技術資産といった無形資産を、のれんと区別して認識できるかが焦点です。取得日から1年以内は暫定的な会計処理が認められており、その期間内に配分を確定させます。

取得関連費用の会計処理：アドバイザー報酬は費用処理

- 取得関連費用とは、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等をいう（第26項）
- 取得関連費用は、発生した事業年度の費用として処理する（第26項）。取得原価には含まない
- 取得原価に含めないため、取得関連費用はのれんの金額に影響しない
- 平成25年改正により、それ以前の「取得原価に含める」取扱いから「発生時費用処理」へと変更された。これはIFRS第3号「企業結合」との整合を図ったものでもある
- 連結財務諸表と個別財務諸表のいずれにおいても、取得関連費用は発生時の費用として処理する

条件付取得対価の会計処理：アーンアウト条項の実務

- 条件付取得対価とは、企業結合契約において定められる、将来の特定の事象または取引の結果に依存して、追加的に交付・引渡しまたは返還される取得対価をいう
- 条件付取得対価は、第27項により「将来の業績に依存する条件付取得対価」と「特定の株式または社債の市場価格に依存する条件付取得対価」に区分して処理する
- 将来の業績に依存する型（アーンアウト条項等）は、条件付取得対価の交付・引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識し、のれんを追加的に認識または減額する
- 特定の株式・社債の市場価格に依存する型は、追加で対価を交付するとともに、当初に交付した対価の一部を返還させる等の処理を行う
- M&A契約交渉の段階で、条件付取得対価の有無・条件・上限額を会計処理を見据えて確認しておくことが重要

取得原価の配分（PPA）：識別可能資産・負債の時価評価

- 「取得」と判定された企業結合には、原則としてパーチェス法（取得した資産・負債を時価で受け入れる方法）を適用する
- 取得原価は、原則として取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定する（第23項）
- 取得原価は、受け入れた識別可能資産・引き受けた負債のうち企業結合日時点で時価を把握できるものに、その時価を基礎として配分する（第28項）
- 法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は、のれんとは区別して識別可能資産に計上する（第29項）
- 取得原価が、配分された純額（識別可能純資産の時価）を上回る差額が「のれん」、下回る差額が「負ののれん」となる（第31項）

取得日の決定と暫定的会計処理：1年以内の確定手続

- 取得日（企業結合日）とは、被取得企業または取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日をいう（第15項）
- パーチェス法では、被取得企業の資産・負債を企業結合日（取得日）時点の時価で評価し、取得原価を配分する（第28項）
- 取得原価の配分（資産・負債の識別と時価評価）が決算日までに完了しない場合は、暫定的な金額をもって会計処理（暫定的な会計処理）を行う
- 暫定的な会計処理は、取得日後1年以内に確定させる。確定した金額は、暫定額を計上した期（取得日の属する期）に遡って反映する
- 確定前の決算では、暫定的である旨と、その後に確定額が変動しうる旨を開示する

CHAPTER 03

のれんの会計処理

のれんは、取得原価が識別可能な資産・負債の時価純額を超える部分です。日本基準では20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法などで規則的に償却します。償却期間の設定根拠は監査上の確認事項になるため、投資回収計画との整合を説明できる形にしておく必要があります。

逆に取得原価が時価純額を下回る場合は負ののれんが生じます。まず取得原価の配分に誤りがないかを見直し、そのうえで残った額は発生した期の特別利益として一括して処理します。のれんとは対称的な処理ではない点に注意が必要です。

のれんの会計処理：計上・償却・減損

- のれんは、取得原価が識別可能資産・負債への配分純額を上回る差額として計上する資産である（第31項）
- のれんは資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的方法で規則的に償却する（第32項）
- 負ののれんは、識別可能資産・負債の把握と時価の見直しを行ってもなお生じる差額であり、原則として生じた事業年度の利益（特別利益）として一括処理する（第33項・第48項）
- のれんは無形固定資産の区分に表示し、当期償却額は販売費及び一般管理費の区分に表示する（第47項）
- 規則的償却に加え、減損の兆候があればのれん（または のれんを含む資産グループ）について減損会計の適用を検討する

負ののれんの会計処理と実務上の論点

- 負ののれんは取得原価が被取得企業の識別可能な純資産の時価を下回る場合に発生する
- 日本基準では負ののれんを発生年度に一括して特別利益に計上する（第33項）
- 負ののれんが発生した場合は、PPAの見直し（資産・負債の時価評価の再検討）が必要
- 割安購入（バーゲンパーチェス）は実務上稀であり、発生した場合は慎重な検証が求められる

CHAPTER 04

減損会計

減損は、資産のグルーピング、兆候の把握、認識の判定、測定という順序で進みます。営業損益の継続的なマイナス、市場環境の著しい悪化、経営環境の変化などが兆候に当たります。兆候があれば割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、下回る場合に減損損失を認識します。

のれんを含む資産グループの減損は、より大きな単位でグルーピングして判定します。監査で指摘を受けやすいのは、将来キャッシュ・フローの見積りの前提、グルーピングの単位、割引率の設定です。取得時の事業計画から乖離しているときは、その理由を説明できるようにしておく必要があります。

減損会計の基本フロー：兆候判定から測定まで

- 減損会計は「グルーピング→兆候判定→認識判定→測定」の4ステップで進める
- 兆候判定は每期実施が必要。営業損益の悪化、市場価格の下落、用途変更、経営環境の悪化の4つの兆候を確認
- 認識判定では「割引前将来キャッシュ・フロー」と帳簿価額を比較する
- 減損損失は一度計上すると戻入れ不可（日本基準）

減損会計の監査対応：指摘されやすいポイント

- 減損会計は監査上の重要な検討事項（KAM）に選定されることが多い重要論点
- 「判断根拠の文書化」の不備が最も多い指摘事項。特に兆候なしの判断根拠、将来CFの前提
- グループिंगの変更は特に厳しく審査される。変更理由の合理性を説明できる準備が必要
- 将来CFの見積りは「事業計画の合理性」と「過去の見積り精度」の両面で検証される

CHAPTER 05

持分の変動と組織再編

支配を獲得した後の追加取得や一部売却は、資本取引として扱い、のれんを新たに計上したり損益を認識したりはしません。支配獲得までの段階取得では、それまで保有していた持分を取得日の時価に評価替えし、差額を損益として処理します。

グループ内の組織再編（共通支配下の取引）は、内部取引の性格を持つため帳簿価額を引き継ぎます。共同支配企業の形成も、持分の結合として同様の扱いになります。判定を誤ると時価評価の有無から処理全体が変わるため、まず取引の性格を確定させることが出発点です。

事業を切り出す側（分離元企業）は、投資が清算されたと見るか継続しているとするかによって、移転損益を認識するかどうか分かります。現金を受け取る事業譲渡では損益を認識し、子会社株式を受け取る会社分割では認識しないのが基本的な考え方です。

段階取得と支配獲得後の持分変動：追加取得・一部売却

- 取得が複数の取引により達成された場合を「段階取得」という（第25項）
- 段階取得では、個別財務諸表上は支配獲得に至った個々の取引ごとの原価の合計額を取得原価とする（第25項(1)）
- 連結財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって取得原価を算定する（第25項(2)）。従前保有持分の時価評価差額は損益となる（段階取得に係る差損益）
- 支配獲得後に非支配株主から追加取得する子会社株式は取得時の時価で取得原価とし（第45項）、持分変動差額は資本剰余金として処理する（非支配株主との取引：第46項）
- 一部売却は、売却後も支配が継続する場合は資本取引（資本剰余金）として、支配を喪失する場合は売却損益を認識して処理する

共通支配下の取引・共同支配企業の形成

- 企業結合には、「取得」のほか、企業集団内の「共通支配下の取引」と「共同支配企業の形成」も含まれる（第3項）
- 「共通支配下の取引」とは、結合当事企業（または事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、その支配が一時的でない取引をいう（第16項）
- 共通支配下の取引により企業集団内を移転する資産・負債は、原則として移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する（第41項）。移転に伴う差額は純資産として処理し（第42項）、連結上はすべて内部取引として消去する（第44項）
- 共同支配企業の形成では、共同支配企業は移転する資産・負債を移転直前の適正な帳簿価額により計上する（第38項）。共同支配投資企業は投資について持分法を適用する（第39項(2)）
- 非支配株主から追加取得する子会社株式は取得時の時価で取得原価とし（第45項）、非支配株主との取引として処理する（第46項）

事業分離の会計処理：分離元企業と分離先企業の視点

- 事業分離（事業の移転）と企業結合（事業の受入れ）は、同一の取引を移転側と受入側のどちらから見るかの違いであり、表裏の関係にある
- 分離元企業（事業を手放す側）は、移転に伴う投資が「清算」されたか「継続」しているかで、移転損益を認識するか否かが決まる
- 投資が清算された場合（現金等の財産を対価とし支配を失う等）は移転損益を認識し、投資が継続している場合（共同支配企業の形成・共通支配下等）は移転損益を認識せず帳簿価額を引き継ぐ
- 分離先企業（事業を受け入れる側）は、その企業結合が「取得」ならパーチェス法（時価評価・のれん）、「共同支配企業の形成」や「共通支配下の取引」なら帳簿価額引継ぎとなる
- 個別財務諸表と連結財務諸表で移転損益の取扱いが異なる場合があり、特に子会社への移転では連結上は内部取引として消去・調整される

CHAPTER 06

開示と比較情報

企業結合の注記では、取得した企業の名称・事業内容、取得日、取得原価とその内訳、発生したのれんの金額と償却期間、取得原価の配分の内容を開示します。重要な企業結合については、企業結合が期首に完了したと仮定した場合の売上高・損益の概算額（プロフォーマ情報）も求められます。

企業結合を行った年度は、期首から取得日までの被取得企業の損益が連結に含まれないため、前年度との単純比較ができません。どの期間が連結に含まれているかを明示し、比較情報の読み方を示すことが必要です。

企業結合の開示実務：注記事項の作成ガイド

- 企業結合の注記は「取得」に分類される場合に詳細な開示が求められる。共同支配企業の形成や共通支配下の取引でも一定の開示が必要
- 取得原価の配分結果（PPA）が暫定的な場合、その旨と確定の見込時期を注記する必要がある
- のれんの金額、発生原因、償却期間・方法は必須の注記事項
- 企業結合が当期の業績に与える影響額（Pro-forma情報）の開示が求められる場合がある

結合後企業の比較情報：企業結合年度の損益・期間表示

- 取得とされた企業結合では、被取得企業の損益は「取得日以後」の分だけが結合後企業の損益計算書に取り込まれる
- 第49項(2)により、財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間を注記する必要がある
- 実務上は決算日基準で「みなし取得日」を設定し、その日以後の損益のみを取り込むことが多い
- 第49項(5)の比較損益情報は、企業結合が期首に行われたと仮定した場合の影響の概算額を注記するもの（重要性がある場合）
- 取得日前後の損益区分・期間按分の根拠資料を整えておくことが、注記作成と監査対応の要となる

CHAPTER 07

M&A 後の実務と経営視点

買収が完了した後は、被取得企業を連結決算の枠組みに取り込む作業が始まります。勘定科目の対応づけ、会計方針の統一、連結パッケージの様式への習熟、決算スケジュールの調整が必要になり、最初の決算期は特に負荷が高くなります。

経営の観点では、のれんの償却が毎期の利益を押し下げること、減損リスクが事業計画の達成度に連動することを、案件の検討段階から織り込んでおく必要があります。取得価格の妥当性は、会計上の見え方と事業の実態の両面から評価されます。

検討段階で会計上の影響を試算しておくこと、想定していなかった損益インパクトが後から出てくる事態を避けられます。特に無形資産の識別と償却年数の設定は、買収後の利益水準を左右します。

M&A後の連結決算：PMIにおける経理実務ガイド

- M&Aのクロージング後、経理部門は「取得原価の配分（PPA）」「連結取り込み」「のれん管理」の3つを並行して進める必要がある
- PPAは企業結合日から1年以内に完了する必要がある、暫定会計処理の活用が前提
- 新規子会社の連結パッケージは、勘定科目マッピングと内部取引の報告体制をいかに早く整備するかが鍵
- のれんの償却期間の決定は監査上の重要論点であり、合理的な根拠の準備が必要

企業結合会計が経営計画に与える影響：M&A検討時に経営企画が知るべきポイント

M&Aの検討段階において、企業結合会計の理解は「買収価格の妥当性」と「買収後の損益インパクト」を正しく評価するための前提条件です。経営企画担当者は、取得原価の配分によってのれんの規模が決まる仕組み（第28項・第31項）、のれん償却が中期経営計画の利益目標に与える影響（第32項）、そして買収スキームの選択が会計処理に直結する点を理解した上で、M&A案件の評価・推進を行う必要があります。

推奨アクション

- 即時対応：現在検討中のM&A案件について、想定取得原価に基づくのれんの概算額と年間償却費を試算し、中計の利益目標への影響度を定量的に評価する。識別可能な無形資産の有無についてもDD計画に組み込む
- 短期（3ヶ月以内）：M&A案件の投資判断フレームワークに、のれん償却費・取得関連費用を含めた「会計インパクト分析」のプロセスを標準化する。買収スキーム（株式取得・合併・事業譲受等）ごとの会計処理の違いを整理した社内チェックリストを作成する
- 中期（1年以内）：過去のM&A案件について、のれんの残高・償却進捗・被取得事業の業績をレビューし、減損リスクの棚卸を実施する。PMIの進捗管理とシナジー発現の定量モニタリングを経営会議の定例アジェンダに組み込む

のれんの管理と減損リスク：CFOが知るべき実務

M&Aで取得したのれんは、取得後の利益を長期にわたって押し下げる費用要因であると同時に、減損リスクという突発的な損失要因でもあります。CFOとしては「償却期間の最適化」「減損兆候の早期検知」「IFRS移行時の影響試算」の3点を押さえ、M&A後の業績管理と投資家コミュニケーションに備える必要があります。

推奨アクション

- 即時対応：自社ののれん残高・償却期間・年間償却費を一覧化し、のれんが営業利益に与える影響度を定量的に把握する。被取得事業の業績が事業計画を大幅に下回っていないか確認する
- 短期（3ヶ月以内）：減損兆候の早期検知のために、被取得事業の業績を四半期ごとに事業計画と比較するモニタリング体制を構築する。監査法人との間で、のれんの減損テストに関する事前協議の場を設ける
- 中期（1年以内）：IFRS適用を検討している場合は、のれん非償却化による営業利益への影響額を試算する。今後のM&A案件では、デューデリジェンスの段階でのれんの規模感と償却計画を投資判断に組み込むプロセスを確立する

連結決算システム「iCAS」

M&A の会計処理は、案件ごとに前提が異なるため定型化しにくい領域です。一方で、判定の順序は基準で決まっています。取得か共通支配下か、取得企業はどちらか、配分をどう確定させるか。この順に押さえなければ、判断の抜けを防げます。

監査法人と共同開発

600項目を超えるエラーチェックと、100を超える連結処理パラメータをボタン1つで自動実行します。

Excel からの移行が容易

Excel・CSV・PDF など多様なフォーマットを自動マッピングで取り込み、既存の様式を活かせます。

ブラウザだけで運用

専用ソフトは不要。100%自社開発のため、個別のご要望にも柔軟に対応します。

株式会社インプレス 会計ソリューションアドバイザー事業部
<https://renketsu.icas.imprex.co.jp>

